

# 令和4年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 令和4年3月31日 午前 11時00分

閉会日時 同上 午後 0時08分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子  
同職務代理者 上原有美江  
委 員 壺内 明  
委 員 望月京子  
委 員 日高芳一  
委 員 青柳 豊

## 議場出席委員

|           |       |             |       |
|-----------|-------|-------------|-------|
| ・教育次長     | 安井喜一郎 | ・学校教育担当部長   | 菅谷 幸弘 |
| ・教育総務課長   | 鈴木 雄祐 | ・学校施設担当課長   | 森 孝行  |
| ・学務課長     | 山崎 淳  | ・指導室長       | 加藤 憲司 |
| ・教育情報担当課長 | 羽田 顕  | ・学校教育支援担当課長 | 大川 千章 |
| ・統括指導主事   | 木村 文彦 | ・地域教育課長     | 尾崎 隆夫 |
| ・放課後支援課長  | 高橋 裕之 | ・生涯学習課長     | 加納 清幸 |
| ・生涯スポーツ課長 | 柿澤 幹夫 | ・副 参 事      | 中安 祥之 |
| ・中央図書館長   | 尾形 保男 |             |       |

## 書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前11時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 上原有美江 委員 壺内 明  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 11時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、上原委員と壺内委員をお願いいたします。

まず本日、1名の傍聴の申出がございました。葛飾区教育委員会傍聴規則第4条第1項の規定により、傍聴を許可したいと思っておりますけれども、本日の議案第11号につきましては、特定の個人を識別され得る情報が含まれておりますので、公開することに個人の権利・利益を害するおそれや、公正なかつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがございます。

また第13号につきましては、人事案件でございますので、これらの案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、議案第11号及び第13号につきましては、非公開とし、議事の進行は議事日程を変更し、まず非公開案件である議案第11号及び第13号を上程し、その後、議事日程の記載の順序で進めてまいりたいと思っております。

傍聴人の方には、非公開案件が終了した後にお入りいただきます。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が7件、報告事項等が6件でございます。

議案第11号「葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会への調査の要請について」

— 非公開 —

○**教育長** 次に、議案第13号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第13号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」でございます。

教育委員会事務局管理職員の人事異動を行う必要があるもので、本案を提出するものでございます。

別添のとおり、管理職員の人事異動発令をしたいと考えてございます。

それでは、1枚おめくりください。まず令和4年4月1日付で、次の職を命ずるものでございます。(1)「部長級」につきましては、新任職・教育次長が中島俊一で、現職・区議会事務局長でございます。また学校教育担当部長は菅谷幸弘で、こちらは定年退職に伴います再任用となっております。教育委員会事務局参事は佐藤秀夫でございまして、現職・地域振興部地域振

興課長でございます。

続きまして、(2)「課長級」でございます。新任職・教育総務課長は山崎淳で、現職が教育委員会事務局学務課長でございます。続きまして、学校施設担当課長は小野村守宏で、現職・地域振興部戸籍住民課長でございます。学校環境整備担当課長につきましては尾崎隆夫で、現職・教育委員会事務局地域教育課長でございます。続きまして、学務課長は羽田顕で、現職・教育委員会事務局教育情報担当課長でございます。続きまして、指導室長は谷合みやこで、東京都教育庁指導部主任指導主事の葛飾区派遣でございます。続きまして、学校教育推進担当課長は森孝行で、現職・教育委員会事務局学校施設担当課長でございます。続きまして、地域教育課長は須藤義和で、現職・総務部人材育成課長でございます。続きまして、生涯学習課長につきましては、教育委員会事務局参事の佐藤秀夫の事務取扱でございます。続きまして、中央図書館長は新井秀成で、現職・福祉部障害者施設課長でございます。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。令和4年3月31日付けで次の職を免ずるものでございます。まず(1)の「部長級」でございます。現職・教育次長の安井喜一郎につきましては、区長室担当部長へ、学校教育担当部長の菅谷幸弘は先ほど申し上げたとおり、退職後同職への再任用でございます。また、教育委員会事務局参事の加納清幸は、総務部参事。さらに教育委員会事務局参事の鈴木雄祐は、子育て支援部長へそれぞれ新任でございます。

続きまして、(2)「課長級」でございます。現職・学務課長の山崎淳は、教育総務課長へ。指導室長の加藤憲司は、東京都へ。また地域教育課長の尾崎隆夫は、学校環境整備担当課長へ。続きまして、教育情報担当課長の羽田顕は、学務課長へ。学校施設担当課長の森孝行は、学校教育推進担当課長。また中央図書館長の尾形保男は、新小岩地域活動支援センター長へ。さらに教育委員会副参事の中安祥之は、子育て支援部保育課長へそれぞれ新任となっております。

なお、これらの発令に伴います事務取扱の解除についても併せて記載をしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 今日付でご退職、あるいは転任なさる管理職の皆さん、大変お疲れさまでした。葛飾区の学校の応援団として、教育の充実・発展に、そしてまた子どもたちのためにいろいろな施策等を考えながら実行してきて、大きな成果を挙げたと思っております。どうぞ転任先でもまた葛飾区のために頑張るよう、よろしくお願ひしたいと思います。

指導室長につきましては東京都ということで葛飾区からまた離れますが、ぜひ健康に気をつけながら、東京都全体を見ながら、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはご質問などございませうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 13 号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 13 号について原案のとおり可決といたします。

それでは、非公開とした案件が終了いたしましたので、事務局は傍聴人を呼んでいただきたいと思っております。

(傍聴人 入場)

○**教育長** 教育長から傍聴人に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

- 1、傍聴人は委員会の中では発言できません。
- 2、傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否を表すようなことはおやめください。
- 3、傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。
- 4、傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 7 号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第 7 号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

「提案理由」でございます。組織改正に伴い、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。右側、改正案の下線部が改正箇所でございます。まず第 2 条、教育総務課の項にございます学校施設開放係及びその二つ下、学校環境整備担当係を新設いたします。

次に、指導室の項になりますと、教育環境調整係を新設。さらに生涯スポーツ課の項に、ランフェスタ係を新設するものでございます。

続いて、第 3 条第 1 項及び第 4 項につきましては、これらの先ほど申し上げた担当係の新設に伴う改正。

続きまして、第 3 条の第 2 項は、前回、報告をさせていただきましたけれども、学校環境整備担当課長、学校教育推進担当課長を規定したものでございます。また、第 8 項でこれらの職の任

命について規定しているところでございます。

次に、第4条でございますが、こちらは事務局各課等の分掌事務等を定めているところでございます。

おめくりいただきまして、裏面でございます。まず、左側の教育総務系の項中第8号、学校開放に係る事務が規定されておりましたけれども、こちらを右側中程、学校施設開放系の事務として規定したところでございます。

さらに、その二つ下、学校環境整備担当係は、学校施設環境の整備に係る調整に関すること。さらに指導室の教育環境調整係は、水泳指導に係る調整に関すること。また生涯スポーツ課では、授業係からランフェスタ係に属するものを除き、ランフェスタ係として新たに「かつしかふれあいRUNフェスタ」の開催に関すること。また社会体育事業のうち、ランニング事業に関することと規定したものでございます。

これらの改正につきましては、施行日は4月1日からとしているところでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第7号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第8号「葛飾区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正について」を上程します。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第8号「葛飾区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正について」でございます。

「提案理由」でございます。新たに主幹の職を設ける必要があるもので、本案を提出するものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、いわゆる役職定年後の任用といたしまして主幹職を来年度から導入するもので、これに伴う所要の改正でございます。位置付けといたしましては、管理・監督職にあった者が職を退き、更任いたしまして就くもので、こちらの改正後の第5条をご覧いただきますと、「管理又は監督の地位にあった職員として培った知識・経験が必要な事務を処理する係長の職を主幹の職として指定することができる」としているところでございます。

こちらにつきましても施行日は令和4年4月1日からとしているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第8号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第9号「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をさせていただきます。

まず、「提案理由」でございますが、習熟度別講師を廃止するほか、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりください。新旧対照表でございます。左側の現行のところでございますが、習熟度別講師の項を削り、情緒障害学級講師を特別支援教室拠点校講師に改め、そして自閉症・情緒障害特別支援学級講師を新たに加えるものとなります。

この規則につきましては、令和4年4月1日から施行させていただきます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** この規則自体がどうこうというのではないのですけれども、今、特別支援学級の先生が非常に足りなくなっている現状があると伺っているのですが、葛飾区はどうなのでしょう。要するに特別支援学級の専門的なことを余り学ばないでなってしまうとか、そういうことはないのでしょうか。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 特別支援教室の拠点校講師というお話もありましたけれども、この特別支援教室というのは、数年前に新たに東京都において制度化され、今、拡充を図っているところです。今、お話のとおりそれで教員の数がぐっと増えましたので、もともと専門性のある方がたくさんいるわけではないため、人材育成というところでは苦慮もしているところでございます。

ただ、葛飾区の現状を言いますと、研修等も総合教育センターで実施しておりますけれども、OJTもしっかりやりながら学校で学んでおりますので、しっかりと専門性も身に付け、また研修もしっかり励みながら、実施をしているところでございます。

○**教育長** 上原委員。

○**上原委員** マスコミ等で、結構そういう問題を取り上げていることがあったので、葛飾区の現



状を知りたかったのと、確かに発達障害など特別な支援が必要なお子さんたちが増えているような、もともとは普通教室にいたのだと思うのですが、それが顕在化したというふうになってきているところがあるように思えたので、そのことをお聞きしました。

○教育長 よろしいでしょうか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第9号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第10号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明をさせていただきます。

「提案理由」でございますが、不妊治療のための休暇、いわゆる出生サポート休暇でございますが、これを新設する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

具体的には、第17条の次に、次の一文を加えます。出生サポート休暇として、第17条の2として、「出生サポート休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする」こと。

二つ目として、「出生サポート休暇は、1会計年度において、日又は時間の単位として、5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)以内で承認するもの。

三つ目に、「出生サポート休暇の残日数の全てを承認する場合に、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる」こと。

そして、四つ目として、「1時間を単位として承認された出生サポート休暇を、日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする」こと。

五つ目として、「教育委員会は、出生サポート休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる」こととしております。

1枚おめくりください。新旧対照表でございますが、現行から改正案ということで、今、ご説明をした第17条の2が新設ということで記載をさせていただいているところでございます。

この規則につきましては、令和4年4月1日より施行いたします。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

上原委員。

○上原委員 この休暇の場合、無給なのですか。それとも有給でしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 有給という形になります。

○上原委員 有給になるのですね、分かりました。

○教育長 よろしいですか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 10 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 10 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 12 号「葛飾柴又の文化的景観整備計画」を上程します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、私から議案第 12 号「葛飾柴又の文化的景観整備計画」を説明いたします。

本計画を策定するために、本案を提出するというものでございます。

1 枚おめくりいただきますと、計画書がついてございます。この計画書の内容でございますけれども、3 月 14 日の教育委員会、さらにその後、17 日の区議会文教委員会でお示した案と同様のものとなってございます。

今後は、整備計画に掲げる事業を推進しまして、保存・活用に努めてまいるとしてございます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 この件につきまして、前回、ご説明して変更はないという内容でございますけれども、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 12 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 12 号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等を終わりといたします。続いて、報告事項等に入ります。

報告事項等の 1 「令和 4 年度葛飾区各会計予算の審査について（第 4 分科会）」についての報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは「令和 4 年度葛飾区各会計予算の審査について（第 4 分科会）」につ



いてご報告をさせていただきます。

予算審査特別委員会が終了いたしまして、各党派のご意見でございます。1枚おめくりいただきますと、第4分科会各党派のご意見を載せさせていただいております。

まず、自由民主党議員団でございます。こちらにつきましては概略を申し上げますと、小・中学校の段階から、切れ目なく運動する機会を設けることにより、体力向上のための取組拡充を要望。また、タブレットを生かしたオンライン社会科見学を活用し、各学校の特色ある学校づくりへの支援を望む。また、選挙権、成年年齢の引下げに伴い、学校図書館へ新聞を配備し、その活用を要望する。また、教員の働き方改革の目標である超過勤務 45 時間未満、また年次有給休暇取得日数 10 日未満をゼロにする取組指導を要望。また、令和 7 年度までの学級編成に向けて、教室・教員の不足が起こることがないように要望。また、「かつしかふれあいRUNフェスタ」の早期公道開催を強く望むといったものでございました。

次に、葛飾区議会公明党でございます。こちらでは、コロナ禍の影響により制限が多い体育において「かつしかっ子体力アッププログラム」の充実を望む。また、水泳指導教育は、温水プールを利用する団体と丁寧な調整を図りながら、理解を得ることに努めていただきたい。また、学習補助指導員等の配置にさらなる工夫を望む。また、全教員に対して特別支援教育に関する研修の実施とデジタル版MIMの活用を求める。またヤングケアラーの支援では、全庁的な取組を要望。さらにスクール・サポート・スタッフの拡大を評価。学校改築では、地域との連携強化を要望。また小・中学校女子の個室トイレへの生理用品の設置については、だれでもトイレや体育館などにも設置を要望するといったものでございます。

次に、かつしか区民連合でございます。こちらにつきましては、まず体力向上は就学前から幼保小連携した取組を求める。また小学校の教科担任制は十分な準備をしてといったもののほか、学習センター（学校図書館）の環境整備と新聞教育の導入。SSW増員は評価し、総合教育センターの体制整備を求める。また、プログラミング教育は一層の先進的取組を求める。授業力向上プロジェクト、教員の個性を生かした指導を求めるといったご意見。それからまた、スクール・サポート・スタッフはさらなる活用を期待。社会教育主事の採用を評価。わくわくチャレンジ広場運営委託にプロポーザル方式の導入を求める。地域文化遺産制度は推進を期待。また、柴又文化的景観は、部署を超えた体制整備を求める。また、区政 90 周年の取組を求める。また、図書館管理運営で計画性のある子どもの読書推進を求める。はたちのつどいは式典実施を通じ、区と新成人の継続したつながりの構築を求めるといったものがございました。

おめくりいただきまして、日本共産党葛飾区議会議員団でございます。こちらにつきましては、区立温水プールを活用しての水泳指導は、法、条例、計画の理念に反するものである。学校外プールのシミュレーションは検証もなく、子どもを犠牲にし、教員に負担を強いる水泳指導は撤回すべき。区直営の学童保育クラブの緊急増設のほか情緒障害特別支援講師に関するもの。また、

30人学級を見据えた学校の改築。また、就学援助に関するご意見等がございました。

また、無所属の1番目の方は、いじめ防止対策に係るアンケートに関するご意見等がございました。また、無所属の2番目の方については、校外での水泳授業への懸念。また、キャプテン翼CUPの運営に係るご意見等を頂いてございます。

次に、無所属の3番目の方につきましては、学校改築時、学校のZEB化、いわゆるネット・ゼロ・エネルギー・ビル化のほか、給食食材費の公費補助を評価、また学童保育クラブの整備を望む。これらに関するご意見等がございました。

続きまして、無所属の4番目の方につきましては、学校施設の改築・改修については、全学校の完成が待たれるといったご意見。また、タブレット端末を1人1台活用しておりますが、成果も出している一方で、こちらの使い方に関して、視力が落ちて、目の健康に様々な障害が起きている。対策については、家庭・学校・個人が一緒になって取り組むべきであるといったご意見等がございました。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりといたします。

次に報告事項等の2「葛飾区立宝木塚小学校改築基本構想・基本計画（案）について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは「葛飾区立宝木塚小学校改築基本構想・基本計画（案）について」をご説明いたします。

宝木塚小学校につきましては、平成30年9月に次期改築校として決定し、本年度より学校関係者及び通学区域の自治町会長などで構成する改築懇談会を設置し、改築に向けた検討を行ってきたところでございます。

このたび、宝木塚小学校の改築における基本的な方針などを示した基本構想・基本計画案を取りまとめたことから、ご報告をするものでございます。

初めに1の「概要」でございます。予定諸室及び併設施設としましては、普通教室を15教室。小人数教室を3室、特別支援教室を1室、理科室や音楽室といった特別教室のほか、記載にありますような諸室を配置することとしております。

次に、(2)の「スケジュール（予定）」でございますが、本委員会終了後、文教委員会にて本基本構想・基本計画案を庶務報告し、その後、近隣住民向けの説明会を開催して、同様に本基本構想・基本計画案を報告いたします。

文教委員会と近隣住民向け説明会の後、令和4年5月の教育委員会にて最終的な基本構想・基本計画につきまして、策定のご指示を頂く予定でございまして、7月からは基本設計を開始し、

その後実施設計へと進む予定でございます。

そのほか、基本方針や施設配置、ゾーニングにつきましては、別紙の葛飾区立宝木塚小学校改築基本構想・基本計画案によりご説明いたしますので、別紙資料を御覧ください。

資料を1枚おめくりいただきますと、目次がございます。この基本構想・基本計画案でございますが、1の「敷地条件」、2の「基本構想」、3の「基本計画」、4の「参考スケジュール」、5の「検討体制」の項目で構成しております。

一つ目の「敷地条件」につきましては、1ページから14ページにかけて、敷地の概要や法的条件、周辺環境など宝木塚小学校の現況を記載しております。

15ページから、改築の「基本構想」をまとめておりますが、施設整備の「基本方針」をご説明させていただきますので、恐れ入りますが資料の16ページをご覧ください。

葛飾区立宝木塚小学校の施設整備の基本方針につきましては、葛飾区立宝木塚小学校改築懇談会の意見を踏まえるとともに、葛飾区立学校の改築に向けた指針などに基づき、施設整備の基本方針の資料にありますとおり、(1)の施設と敷地の有効利用、(2)の学校・地域の歴史や伝統を継承。(3)の地域に開かれた学校づくりに関することを定めております。

次に、17ページをご覧ください。こちらでは、施設の機能向上に向けた取組を挙げており、(1)の「諸室機能の考え方」として、普通教室の拡大、学習センターの整備や特別支援教室の配置等への配慮。(2)の「快適で居心地のよい学校づくりの考え方」といたしまして、陽当たりや自然採光、豊かな緑の確保。(3)の「安全・安心な学校づくりの考え方」として、防災機能や水害時の避難所機能維持のため、体育館を2階以上とすること。できるかぎり死角をなくすることなどを挙げております。

次に、18ページをご覧ください。(4)の「維持管理に配慮した簡素で効率的な学校づくりの考え方」としましては、ゼロエミッションかつしかの実現に向け、省エネルギー化や自然エネルギーの積極的な利用。施設の長寿命・高耐久、清掃、点検・保守への配慮などを挙げております。

恐れ入ります、資料19ページへお進みください。こちらが宝木塚小学校の改築の基本計画における改築の概要でございます。予定諸室などは先ほどご説明しましたとおりでございます。

次に20ページ、21ページをご覧ください。こちらが校舎の配置比較表でありまして、表にありますとおり、西側校舎、北側校舎、L字型校舎の三つの案を検討いたしました。この中で、最初にあります西側校舎の案が、全体工期が一番短く、校庭が一番広くとれるといったことから、西側校舎を採用することと、この段階ではそのような結論となりました。

次に、22ページと23ページをご覧ください。こちらが諸室の大まかな配置、ゾーニング案でございます。22ページには、1階の配置案を示してありまして、こちらでは校長室、職員室といった管理諸室や給食室、学童、わくチャレといった諸室を配置しております。

23 ページにつきましては、2階、3階、4階及び屋上を示しており、2階から4階の東側に各階5学級ずつ普通教室を配置しているほか、体育館は2階の配置としております。

次に、24 ページは仮設校舎の配置案を記載しております。

恐れ入りますが、25 ページの参考スケジュールを御覧ください。宝木塚小学校の改築につきましては、こちらの表の令和9年度に新校舎へ引っ越しとありますとおり、令和9年度の2学期から新校舎での学校運営の開始を予定しております、その後に仮設校舎解体や外構工事を行いまして、令和10年度に全ての学校改築事業が終了となることを予定しております。

次の26ページから28ページにかけて、「検討体制」といたしまして、改築懇談会の運営要綱や構成、第1回から4回の改築懇談会の検討の経過などを記載しております。

本件に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** この宝木塚小学校の場所自体が、どちらかというと道が狭いではないですか。ですから、結構工事が長くかかって、周りにご迷惑をかけたということがありますし、道が複雑になっているところですから、通る人たちに対しての配慮とか、車の交通などに気を付けて建て替えをしてください。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 改築を行うに当たりましては、子どもたちの環境もそうですし、地域の方のことも含めて、施設部を中心に学校とも密に連携を取っております。これまでも誘導員の配置ですとか、工事工程と子どもたちの動きなども考え、安全対策を詰めているところでございますが、施設部には、上原委員からのご意見をお伝えいたしまして、安全管理の徹底を図り、お互い協力しながらやっていきたいと考えております。

○**教育長** 上原委員。

○**上原委員** この前、東金町小学校を見て、建て替えをするとこんなにもきれいになるのだというのと、今まで小・中学校はどちらかというと迷路のようではないですか。その迷路が解消されていて、建て替えをしていく必要を感じました。お金もかかることですから、本当に計画的に無駄のないようにつくっていただきたいと思います。

要望です。

○**教育長** ご要望ということで、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2については終了といたします。

次に報告事項等の3「令和3年度1人1台タブレット端末の活用に係る取組状況について」の報告をお願いします。

教育情報担当課長。

○教育情報担当課長 それでは「令和3年度1人1台タブレット端末の活用に係る取組状況について」ご報告申し上げます。

1の「報告趣旨」でございます。今年度から本格的に始まりました「かつしかのGIGAスクール」に基づきます1人1台タブレット端末を活用した学びの推進について、今年度の取組状況を報告させていただくものでございます。

2の「タブレット端末の活用に向けた主な取組」でございます。こちら別紙にまとめてございますので、恐れ入りますが3ページをご覧ください。

令和3年度は、「タブレット端末を知る」、「学びの道具として理解する」年と位置付けまして、1人1台タブレット端末を活用した主体的・対話的で深い学びの推進のため、計画的・段階的に取組を実施してきたところでございます。

取組内容をこちらの表にまとめてございますけれども、主な内容といたしましては、通年にわたりまして教員向けの研修を実施したりですとか、また7月、8月には子どもたちが学校でスムーズにタブレット端末を活用できるように、校内ネットワークの増強工事を行ったりですとか、12月また2月、3月にかけてオンライン授業をスムーズに行われるようにオンライン授業マニュアルを配布したりですとか、オンライン授業用物品の配備、こういったところを進めてきたところでございます。

1ページにお戻りください。3番「タブレット端末活用の状況」でございます。(1)「対面授業での活用」でございます。プログラミング学習のほか、インターネットを活用した調べ学習、意見集約機能のアプリケーションを用いましたグループ発表等の協働学習、ボイスメモ機能による音読の確認、動画撮影による体育での動作確認等、多くの教科でタブレット端末の活用が進んでいるところでございます。

こちらの参考資料として、4ページ、5ページに写真付きの資料を付けてございます。例えば4ページの一番上の写真になりますけれども、国語の授業で、オンライン授業を実施しているところでございます。前の先生が立っていて、タブレット端末の向こうにいる子どもに対して話しかけて、意見を聞いているところを撮った写真でございます。

そのほか、5ページの一番上になりますけれども、小学校の特別支援学級の授業になりますが、自分の意見をシートにまとめて、みんなの意見を大型提示装置に映して確認したりですとか、こういったところを進めていったところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、(2)「家庭学習での活用」でございます。デジタルドリルを用いました反復学習のほか、宿題として楽器演奏をしている様子を動画で撮影したりですとか、調理の様子を写真で撮影するといった活用も広がっております。そのほか、自学自習の学びの道具としても活用を進めているところでございます。



(3)の「授業等のオンライン配信」でございます。教育委員会では、児童・生徒の感染症や病氣・入院等の理由によりまして、教室で授業を受けることが困難な場合に、保護者からの要望に応じまして、授業等のオンライン配信を行うよう各学校へ通知をしているところでございます。

また、先ほどご説明申し上げたところでございますけれども、教員がオンライン配信に不安なく取り組めるよう教員向けマニュアルを配布するとともに、各学校に対しましてマイクを3学級につき1台、タブレットスタンドを全ての学級に1台ずつ配備を進めたところでございます。

現在、全ての区立学校におきまして、通知に基づいた統一的な授業等のオンライン配信を実施しているところでございます。

2ページにまいりまして、4番「今後の取組」でございます。現在、タブレット端末の活用につきましては、教員のICTスキルによるところが大きく、今後はより一層の活用の推進を統一的な取組で進めることが不可欠であると考えてございます。このため、有効事例の学校間での共有の充実を図っていくとともに、個々の状況やニーズに応じた研修を実施してまいります。

また、児童・生徒の発達段階ですとか、各教科の特性などを踏まえた情報活用能力の計画的な育成指針の作成も進めてまいります。

併せまして、保護者や地域の方々に端末を活用した取組ですとか、葛飾の学校教育について広く知っていただくために「広報かつしか」や「かつしかのきょういく」などの媒体も活用していきたいと考えてございます。

こちらにつきましてはのご報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 1人1台タブレット端末のご報告、どうもありがとうございました。令和3年度から本格的な取組ということで、1年間、各学校多少のレベル差はありますけれども、校長先生はじめ先生方も一生懸命努力して進めていっているのだなというのを感じることができました。

とはいえ、やはり学校間でのレベルの差というのはまだまだあるのかなと感じております。こちらにも今後の取組が書かれていますけれども、令和4年度、特に重点的にやっていくことと、ICT支援員による校内研修も、どんな状況でやられているのかというのが分かれば教えていただけたらと思います。

○**教育長** 教育情報担当課長。

○**教育情報担当課長** まず、来年度の取組を進めていくに当たりまして、特に重要だというところ、やはり教員間の情報共有というのが重要であると考えております。現状でも、この単元のこの授業でこういったタブレット端末を活用した取組をしましたといった情報共有をしているところですが、それをさらに進めまして、教員がすぐに調べられるような、この授業でどういう取組をしたのか、他校の事例をすぐに調べられるような仕組みをつくっていったりですとか、



来年度、教育情報アドバイザーという職員が1人来まして、その職員が各学校を回って、各学校の取組の体制などについてアドバイスをしていくといったところも進めていきたいと考えております。

○**教育情報担当課長** ICT支援員の研修につきましては、今も各学校ごとの課題を整理しまして、支援員が独自に学校単位で研修をしているところでございます。ただ、ICT支援員間でも他校の事例など支援員間の情報の共有というのも非常に重要でございますので、事業者と連携しながら、ICT支援員の知識やスキルも当然差がないように進めていきたいと考えております。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** ご説明どうもありがとうございました。情報共有は非常に大事ですし、タブレット端末を使ってその共有がしやすくなっているのも事実ですので、その辺の整理というのを引き続き進めていっていただけたらと思いますし、しっかりと取り組んでいただいているのだなというのを聞かして安心しました。引き続きよろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

望月委員。

○**望月委員** 今、青柳委員の質問に詳しく説明していただきましてありがとうございました。本当によくICTの疑問等も分かりました。

私が最近感じているのは、朝の登校時間に子どもの数がすごく少ないのですね。特に1月、2月の頃は、朝、登校する子どもたちが何でこんな少ないのだろうと感じました。地域の方たちも「最近、朝、子どもの数が少ないよね。静かだよ」と言われるのです。ですから、かなり子どもたちがオンラインで授業を受けているのかなと感じていますがけれども、各学校、どのぐらいの児童がオンラインでの授業を受けているのか、聞かせていただければと思いました。

○**教育長** 教育情報担当課長。

○**教育情報担当課長** オンラインの授業ですけれども、全てそのまま授業の様子を配信するのがいいのか、それとも課題を配信してそれをまたオンラインで提出してもらうのがいいのか、それは児童の、例えば低学年なのか、高学年なのかそういったところでも違ってくる場所ではないかと考えております。ですので、うちの子はこういった形でオンライン授業をやってほしいといった要望があった場合には、保護者の要望に応じて授業の配信をしたりですとか、課題をオンラインで配信したりですとか、そういった取組を進めているところでございます。

2月にオンライン対応状況を各学校に調査をかけまして、その結果といたしましては、要望があったご家庭に対しましては、その要望に応じてオンラインの対応をやっていて、全ての学校でやっているといったところでございます。

具体的な人数は、手元にはございませんが、全ての学校でやっているところでございます。

○**教育長** 望月委員。

○望月委員 子どもによっては、その日に来ていないから、次の日に「昨日はお家でやっていた」と聞くと「うん」と言うのです。次の日は、学校に通ってきていると。その日によって違うのです。先生方もその対応をするのはすごく大変なのではないかなと感じます。みんながオンラインでやる日を決めるとか、そういうのもあるのではないかなと思いますけれども、本当に一人一人が今日は来て、明日は来ないというのは、先生方の負担がかなりあるのではないかなと感じていました。

○教育長 ただ、葛飾区の場合は、保護者の方に今日はオンライン、今日は出席するという選択をしていただくという扱いにはしていません。その辺の基本的な考え方、室長、説明してください。

指導室長。

○指導室長 コロナ、リバウンドという話もありますけれども、ちょうど1月、2月辺りがかなり広がっていたということや、受験期が重なっていたということもございまして、陽性になったお子さん、または濃厚接触として学校に登校することができないお子さん、そして保護者の判断で登校をさせない、濃厚接触で体調等にも、例えば熱もないというお子さんも含めてでございますけれども、ご要望があった場合には、オンライン授業を各学校で工夫して行うという形になっておりました。ですので、その実情等で様々ございまして、今、委員がおっしゃるようなお子さんもいたり、少し長くお休みをされたお子さんもいたりしています。

お話のとおり、教員の負担もありますし、授業もやってみて、今、説明がありましたとおり、オンラインの中でもグループ学習の中にタブレット端末を置いて、その子が参加したりとか、そこまでできるのだと思った一方で、例えば1時間目から4時間目までずっと参加していると、とても首が疲れるとか、やってみていろいろな課題も出てきました。学年によっては、低学年のお子さんにとってはなかなか厳しい。朝の会とか、そういったところはすごくいいのだけれども、例えば国語・算数の授業はオンラインでやろうとか、その辺りも含めて保護者の方とご相談して、学校はやってきていると思っています。

ただ、まだまだノウハウであるとか、そういったところも試行錯誤しているところでございます。教育委員会としてもそういった現場の声を今、集めているところでございまして、このときはこうじゃないかとか、そんなところも各学校に情報提供していけるといいのかなと思っております。

以上です。

○教育長 よろしいですか。

○望月委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 お聞きしたいのですけれども、このタブレット端末の場合、授業に関係のないアプリとか、そういうものを入れることはできるのですか。

○教育長 教育情報担当課長。

○教育情報担当課長 基本的には学習に関係のあるものが入っているという形になっております。タブレット端末で、子どもたちが独自のアプリを入れたいといったことがあった場合、勝手に入れることはできないという形になってございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 本来はダウンロードとか、そういうことはできないはずなのですよ。

○教育長 教育情報担当課長。

○教育情報担当課長 できないです。できない形になっています。

○教育長 上原委員。

○上原委員 勝手に入れているというお子さんとかいらっしやらないですか。

○教育長 教育情報担当課長。

○教育情報担当課長 システム的な仕組みとして、アプリを独自に入れることはできないと。システム的に制限をかけてございますので、そこはないと認識をしております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 ある学校で、そういうのを入れている児童がいるということを伺って、それが授業の支障になっているというのをお聞きしたことがあったので。システム的に入れないというのがもともとなのだけれども、システム的に何とか入ってしまうということができるのかなというのが不安だったので、確認でお聞きしたのです。

○教育長 教育情報担当課長。

○教育情報担当課長 アプリ自体は入れられないということになっておりますが、アプリのコンテンツの中で、例えばプログラミングのアプリが入っております。そのプログラミング、子どもたちがプログラムをつくとキャラクターが動いたりするわけですが、それが入っているアプリの中で使えますので、そういったもので子どもたちが、例えば自分でプログラムを家庭でもずっと組んで遊んでしまう。遊ぶというか、それをずっと使い続けてしまうといったところは正直、お話としては聞いているところでございます。

そういったアプリの中で、そういったことができちゃうというのはあるのですけれども、時間的な制限をかけたりですとか、ご家庭の協力もいただきながら、タブレット端末を使う際のルールについては、学校でもご家庭でも周知をしていくことを進めているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 まだ1年目ですから、やってみていろいろよくないことが出てきたりとか、それを改善したりするのはこれからだと思っております。ですから、そういう問題が出てきてもおかしくな

いと思います。今後、考えていかなくてはいけないのかなと思ってお聞きしました。

今後、そういうことも含めて、タブレット端末についてもやり方とか、決め事でもないのですけれども、そういったこともしっかりしていかないと、変なほうに暴走しては困るので、その辺だけはお願いしたいと思います。要望です。

○**教育長** ご要望ということで。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わりといたします。

次に、報告事項等の4「令和4・5年度青少年委員の委嘱について」の報告をお願いします。  
地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは「令和4・5年度青少年委員の委嘱について」ご報告いたします。

青少年委員は、青少年の余暇指導に関することや、官公庁・学校及び青少年関係団体相互の連絡に関する事などを職務とし、青少年教育の振興のために委嘱するものでございます。

3の「任期」でございますが、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

4の「委員数」につきましては、小学校区選出49人、中学校区選出24人、計73人となっております。

5の「選考経過」でございますが、学校長を事務局長とする地区推薦会が、各小・中学校学区ごとに設置され、地区推薦会からの報告に基づき、青少年委員候補者全員を青少年委員として決定したものでございます。

6の「今後のスケジュール」でございますが、令和4年4月21日に委嘱式を行う予定でございます。

お手数ですが、裏面をご覧ください。青少年委員の一覧でございますが、新任委員は小学校区選出13人、中学校区選出5人の計18名となっております。

私からの説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

次に、報告事項等の5「葛飾区をホームタウンとする協定の締結について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** それでは「葛飾区をホームタウンとする協定の締結について」ご説明いたします。

1の「概要」といたしまして、葛飾区と株式会社リガーレ東京におきまして、本区をホームタウンとする協定を締結するものでございます。

2の協定の「目的」につきましては、リガーレ東京が運営するフットサルチーム「リガーレヴィア葛飾」が、区民のスポーツに対する関心を深め、本区のスポーツ普及推進に寄与することを目的に、本区をホームタウンとして活動するために必要な事項を定めるものでございます。

3の「連携協力事項」といたしましては、葛飾区が行うスポーツ事業の推進に関することとして、区が主催するスポーツ事業への協力。子どもの体力向上、青少年健全育成及び区民の健康増進に関することとして、フットサル教室の実施や公式戦への区民招待を実施していきたいと考えております。その他といたしましては、リガーレヴィア葛飾の公式戦における会場の確保を行う予定でございます。

4の「協定締結の相手方」といたしましては、株式会社リガーレ東京。所在地は葛飾区四つ木1-23-11でございます。代表取締役が高橋政之氏。チーム名がリガーレヴィア葛飾でございます。

恐れ入ります、裏面にお進みいただければと思います。リガーレ東京の「活動状況・実績」といたしましては、現在、日本フットサルリーグの2部F2リーグに所属しております。日本フットサルリーグのトップのカテゴリーであるF1リーグを目指しております。当該チームは平成27年度から区内で小学生等を対象としたフットサル教室を実施しております。平成30年度からは一般財団法人葛飾区サッカー協会と協働してフットサル大会を区内で開催するなど、スポーツの普及・振興に貢献している実績がございます。

5といたしまして、ただいまご説明をいたしました内容を条立てといたしました「協定書(案)」を別紙に添付しております。

6の「協定締結日」につきましては、令和4年4月を予定してございます。

簡単でございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 基本的な質問なのですけれども、葛飾区をホームタウンとする協定をされているスポーツ団体というのはどのぐらいあるものなのでしょうか。

○**教育長** 生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** ホームタウンといった位置付けでの協定を結ぶのは初めてです。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** こういう新たな試みというのは楽しみな部分もございますし、今後を期待したいと思っております。ご説明ありがとうございました。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の5を終わりいたします。

次に、報告事項等の6「第8回かつしかふれあいRUNフェスタ 2022の実施結果について」



の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは「第8回かつしかふれあいRUNフェスタ 2022 の実施結果について」ご説明いたします。

今回のRUNフェスタにつきましては、1月中旬からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、運営スタッフの確保が難しくなり、運営に支障が生じる可能性が高いことから、3月13日（日曜日）、堀切水辺公園を基点としたリアル形式を中止いたしまして、オンライン形式のみの実施といたしました。

1の「実施日程」につきましては、オンライン形式を令和4年3月1日から3月13日で開催してございます。なお、リアル形式につきましては、令和4年3月18日から28日の期間で、オンライン上で距離測定ができるように切替えを行ってございます。

2の「参加者数及びエントリー数」につきましては、申込者の総数3,016人。内訳といたしましてオンライン形式に198人の参加がございました。中止をいたしましたリアル形式には2,818人のエントリーがございました。

3のオンライン形式の「実施方法」といたしましては、スマートフォンアプリを活用いたしまして、全国どこでも都合のよい場所や時間にランニング、ウォーキングを行い、累計距離を計測する方法で実施いたしました。

4「参加費の取扱い」につきましては、オンライン形式は参加費1,500円となります。中止をしたリアル形式につきましては、ハーフの参加費5,000円に対して、参加賞とクオカード3,000円分を還元しております。10キロの参加費4,000円に対しまして、参加賞とクオカード2,000円分を還元してございます。ファミリー2キロ分につきましては、参加費2,000円に対しまして、参加賞の還元をしてございます。

この「大会企画」といたしまして、協力店によるおもてなしとしましては、参加者への割引などのおもてなしサービスを実施しました。

また、それに加えましてリアル形式のエントリー者には、協力店舗で使えるRUNフェスタクーポン券500円分の発行をいたしました。また、ゲスト企画といたしまして、こちらはオンライン形式申込者のみの対象とはなりますけれども、ウルファロンさんや南葛SCの選手などにゲストとしてオンライン形式のところにエントリーをしていただき、ゲストの次の順位の方に、ゲストニアピン賞を授与いたしております。

ご報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、以上で報告事項等の6を終わりといたします。



以上で本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見・ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で令和4年教育委員会第3回の臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 0時08分